

令和6年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料

介護保険サービス事業における 法令等遵守、指導監査方針等について

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)

目 次

- 総論 法令等遵守について…………… 3
- 第 1 指導・監査の方針（指導について）…………… 5
- 第 1 指導・監査の方針（監査について）…………… 7
- 第 2 業務管理体制の整備(概要)…………… 9
- 第 2 業務管理体制の整備(届出方法)…………… 10
- 第 2 業務管理体制の整備(一般検査・特別検査)… 11
- 第 2 業務管理体制の整備(連座制の適用)…………… 12
- 第 2 業務管理体制の整備(取組の内容例)…………… 14

総論：法令等遵守について（1）

3

- 老人福祉事業、介護保険事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は、関係法令等を熟知し、法令等に従って適正に事業を行うことが必要です。
- 介護保険制度等の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分に行うなど、適正な事業運営を行ってください。

《主な関係法令》（各法に基づく政省令、告示等を含む。）

・介護保険法

介護保険事業計画や介護サービスの種類、指定（許可）、勧告・命令、指定取消等を規定

<https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>

・老人福祉法

老人福祉計画、措置制度、老人居宅生活支援事業、老人福祉施設の種類や改善命令等を規定

<https://laws.e-gov.go.jp/law/338AC0000000133>

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

養護者による高齢者虐待の防止・支援や養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等を規定

<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC1000000124>

・社会福祉法・社会福祉士及び介護福祉士法、労働基準法・公益通報者保護法など



総論：法令等遵守について（2）

《サービスの基準・報酬告示等》

（※居宅サービスの例）

・基準省令

平成11年3月31日厚生省令第37号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
居宅サービスの人員、設備、運営基準等を規定

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100037>

・基準省令の解釈通知

平成11年9月17日老企第25号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
居宅サービスの人員、設備、運営基準等の解釈

・報酬告示

平成12年2月10日厚生省告示第19号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
居宅サービスの介護報酬の単位や加算の算定要件を規定

・留意事項通知

平成12年3月1日老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

介護報酬の単位や加算の算定要件の留意事項

○法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

基準省令を基本として、暴力団の排除や書類保存期間を5年とする等の県の独自基準を規定

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85CFF43A&houcd=H424901010004&no=2&totalCount=13&fromJsp=SrMi>

【参考】訪問系サービス・通所系サービスの手引き

兵庫県ホームページ 介護保険サービス(訪問系・通所系)関連情報

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html



第1 指導・監査の方針(1) (「指導」について)

1 「指導」の趣旨

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、介護サービス事業者に対し、対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを方針として実施。

介護保険法	規定
【市町】 第23条	保険給付に関して必要があると認めるときに、当該保険給付に係る居宅サービス等を担当する者等に対して行う次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・文書その他の物件の提出・提示を求め(依頼し) ・職員に質問・照会させる
【県】 第24条第1項	介護給付等に関して必要があると認めるときに、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・報告を命じる ・サービス提供記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じる ・職員に質問させる

2 「指導」の種類

① 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習、動画配信等の形式により実施

② 報告等

事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認

○チェックリスト (施設・事業所・社会福祉法人)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw17_000000026.html



③ 運営指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、原則実地で、適正な事業運営が実施されているか確認

※ 運営指導を行う中で、基準に従っていない状況が著しいと認められる場合などには、直ちに「監査」に変更して検査を継続

第1 指導・監査の方針(2) (「指導」について2)

6

○運営指導の流れ (※一般的な場合の例)

区分	運営指導前	運営指導当日	運営指導後	
介護サービス事業所	③実施通知を受理	⑤受検 (管理者等の出席・説明、関係書類の用意)	⑧結果通知を受理 指摘事項がある場合は、改善に着手	⑨指摘事項を改善し、改善報告
健康福祉事務所 監査指導担当課	①運営指導計画等により指導対象を選定 ②運営指導実施を通知 (市町と合同実施を基本とする)	④事業所において運営指導を実施 ⑥確認された運営状況について、資料等を受理 必要に応じて講評	⑦運営指導結果通知	⑩改善報告を受理、改善状況を確認

○令和5年度運営指導実施状況

区分	対象数	実施数	指摘等数	
介護保険サービス	居宅系	1,986	339 (19.8%)	218 (64.3%)
	施設系	262	82(31.2%)	62 (75.6%)

【参考】兵庫県ホームページ 社会福祉法人・施設等の指導監査結果について
過去年度の運営指導の指摘事項を掲載

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw17_000000038.html



第1 指導・監査の方針（3）（「監査」について1）

3 「監査」の趣旨

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、**(a)基準に従っていない状況が著しい場合、(b)介護報酬の不正請求がある場合、(c)不正手段により指定を受けている場合、(d)高齢者虐待等により利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている場合など**には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼に実施。

介護保険法	規定
【県・市町】 第76条第1項(居宅サービス事業者)※ 第90条第1項(介護老人福祉施設) 第100条第1項(介護老人保健施設) 第114条の2(介護医療院) 第115条の7第1項(介護予防サービス事業者)※	必要があると認めるときに事業者・施設(開設者・施設長)又はその従業者(であった者)に対して行う次の行為(※印は、各サービス費の支給に関して必要があると認めるとき) ・報告を命じる ・帳簿書類の提出・提示を命じる ・出頭を求める ・職員に質問させる ・職員に事業所等に立ち入り、設備・帳簿書類その他の物件を検査させる
【市町】 第78条の7第1項(地域密着型サービス事業者)※ 第83条第1項(居宅介護支援事業者) 第115条の17第1項 (地域密着型介護予防サービス事業者)※ 第115条の27第1項(介護予防支援事業者)	必要があると認めるときに事業者又はその従業者(であった者)に対して行う次の行為(※印は、各サービス費の支給に関して必要があると認めるとき) ・報告を命じる ・帳簿書類の提出・提示を命じる ・出頭を求める ・職員に質問させる ・職員に事業所等に立ち入り、設備・帳簿書類その他の物件を検査させる

4 「監査」を踏まえた措置

① 行政上の措置(主なもの)

ア 勧告・命令等(介護保険法第76条の2等)

期限を定めて是正を勧告し、従わなかったときはその旨を公表。また、勧告に沿った措置をとらない場合には措置をとるように命令し、その旨を公示

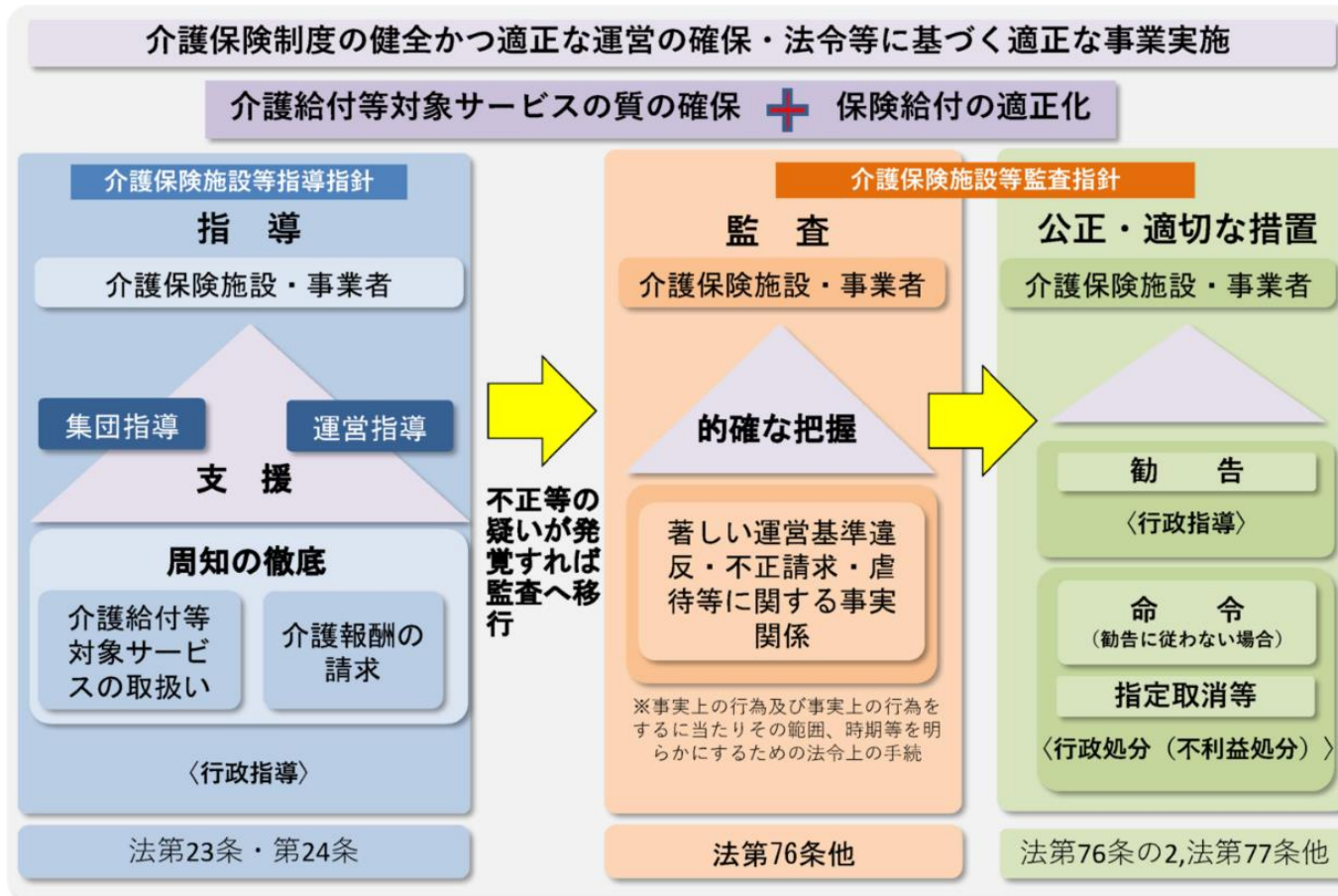
イ 指定の取消し・効力停止(同法第77条等)

取消事由に該当するときは、指定を取り消す。また、期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止

② 経済上の措置(同法第22条第3項等)

サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、返還金が生じる場合、保険者から返還請求

第1 指導・監査の方針(4) (「監査」について2)



○介護サービス事業所の年度別指定取消件数

(事業所数)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
兵庫県(指定都市・中核市含む)	3	6	1	7
全国	78	60	56	38

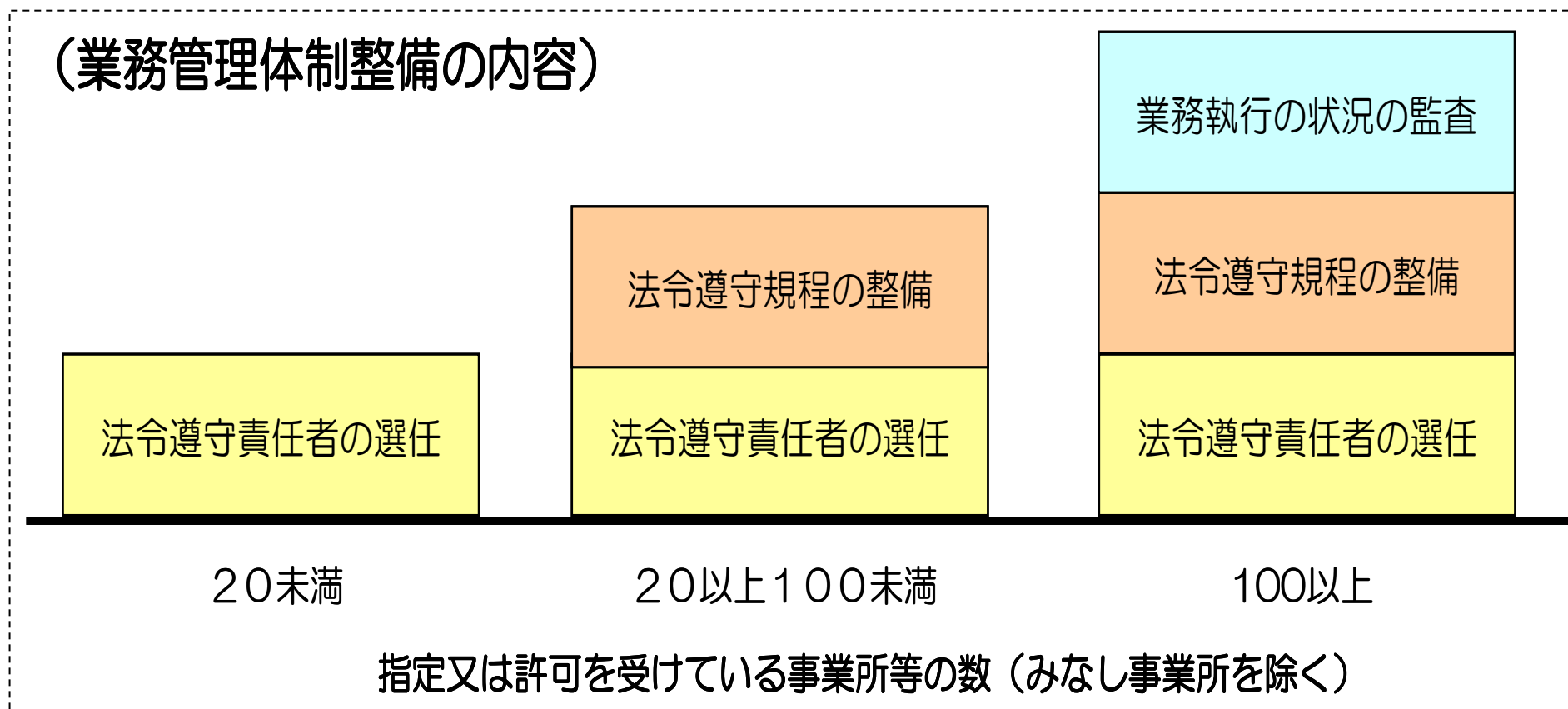
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(介護保険指導室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221551.pdf>



第2 業務管理体制の整備(1) (概要)

- 介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には、法令等の自主的な遵守のための「業務管理体制の整備」が義務付けられています。
(介護保険法第115条の32)
- 「業務管理体制の整備」は事業所の数に応じて、次の対応が必要です。



第2 業務管理体制の整備(2)(届出方法)

- 「業務管理体制の整備」の届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項の変更（法人名称、所在地等）が生じた際に届け出が必要です。未届出の事業者は、速やかに下記の届出システム等から届出を行ってください。

○兵庫県ホームページ

介護保険事業者の業務管理体制の整備に係る届出について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000077.html



○業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>



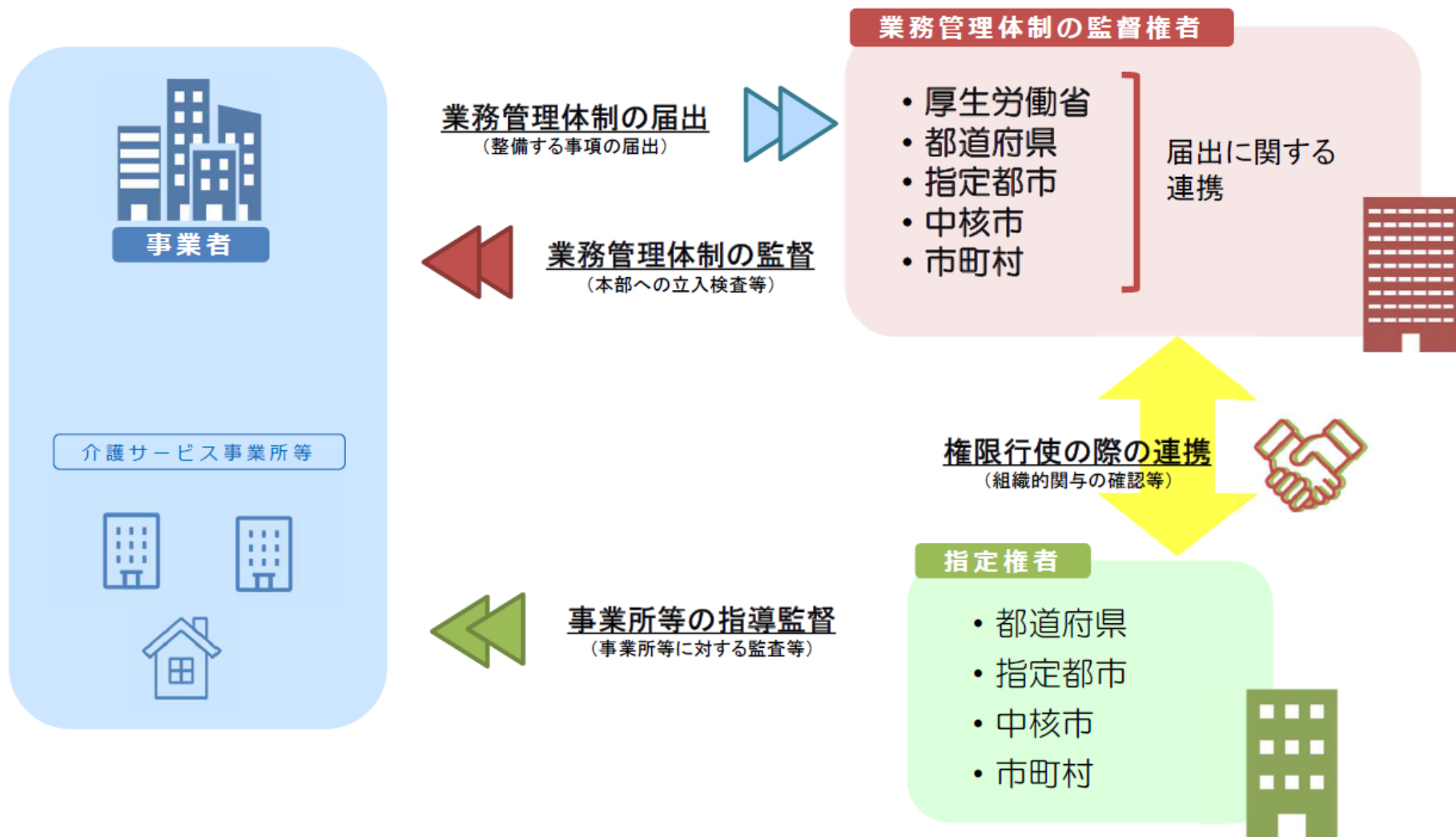
【業務管理体制の整備の所管（監督権者）】

区分	監督権者
①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働省
②・事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者のうち、法人(主たる事業所)が兵庫県に所在 ・事業所等のすべてが兵庫県内に所在(※以下の③④を除く)	
ア 法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	健康福祉事務所
イ 法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
③事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在	政令市・中核市
④地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が兵庫県内の同一市町内に所在	各市町

第2 業務管理体制の整備(3)(一般検査・特別検査1)

業務管理体制の監督体制等について

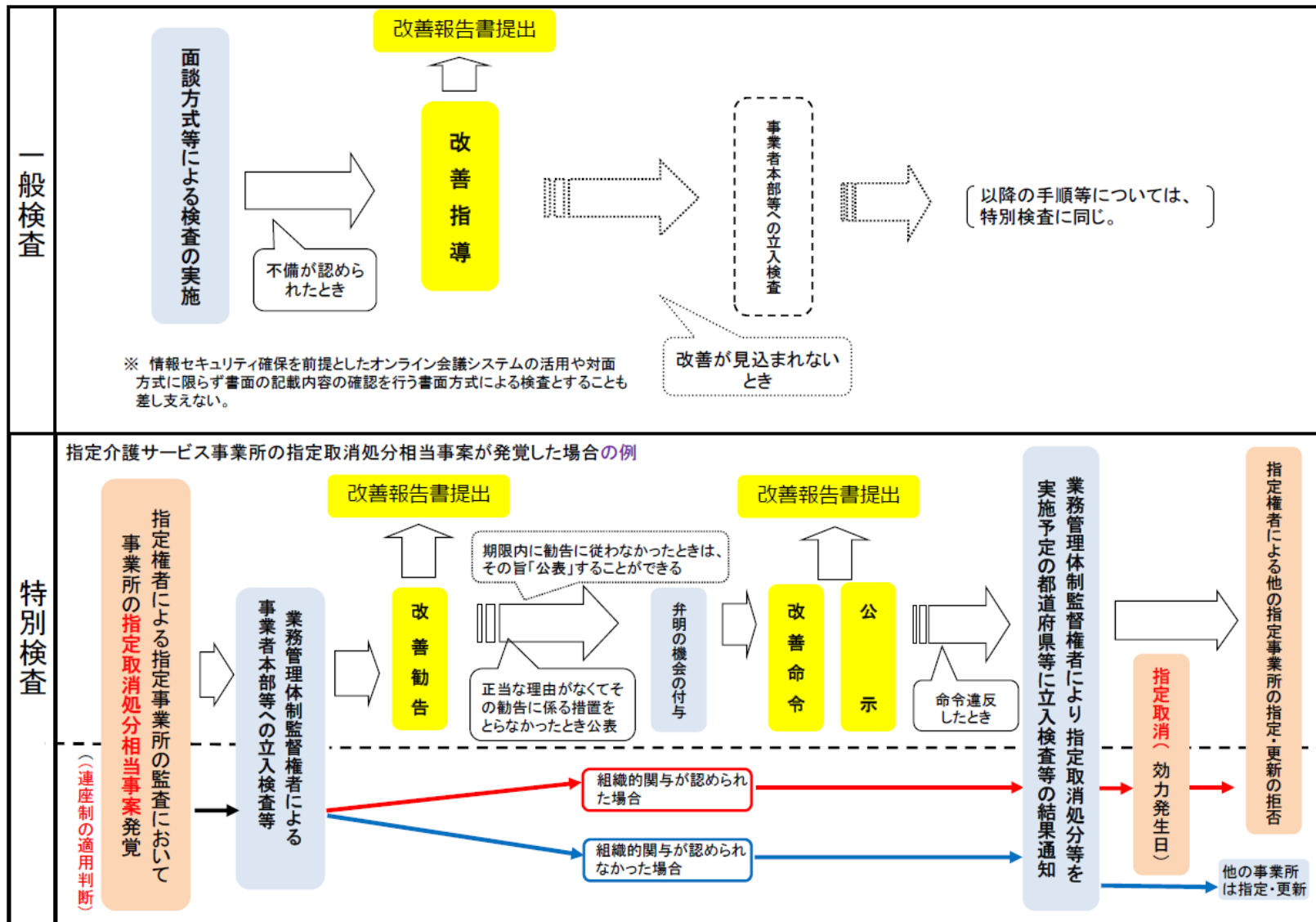
業務管理体制の監督部局は、事業所等の指定等権限を有する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携しながら適切に権限を行使する。



第2 業務管理体制の整備(4)(一般検査・特別検査2)

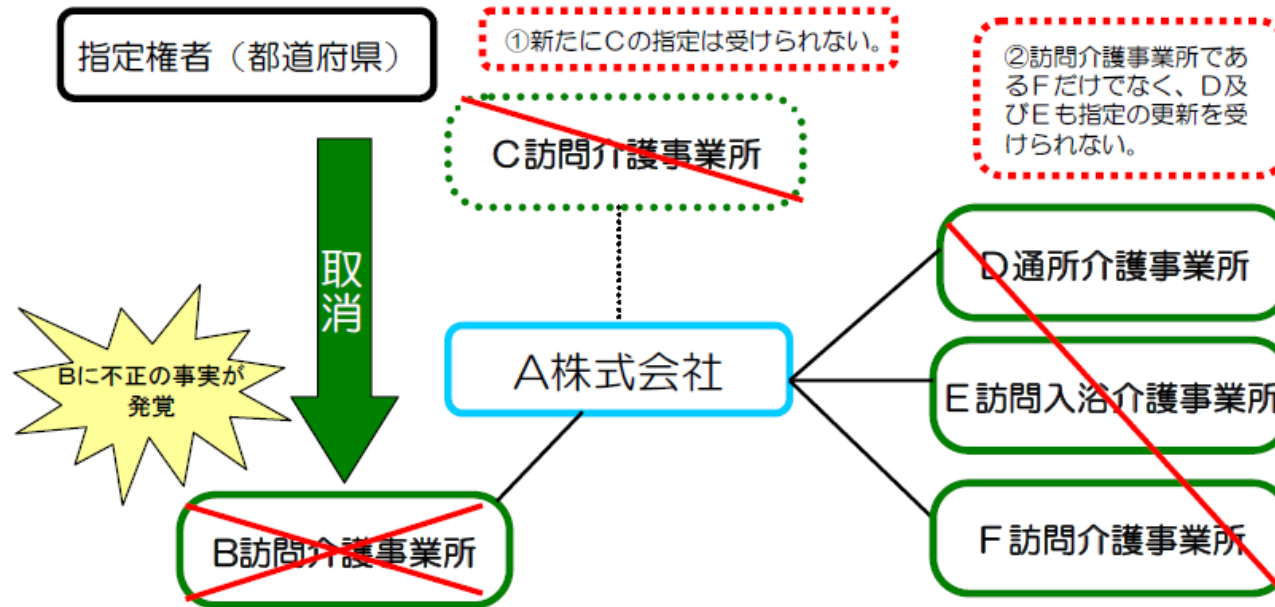
- 一般検査
各事業者に対して、定期的に（概ね6年に1回）「業務管理体制の整備に関する一般検査（書面検査）」を実施。
- 特別検査
指定事業所等の指定等取消処分相当事案（指定等取消処分、効力停止処分、利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した介護サービス事業者を対象に実施。

(※厚生労働省資料)



第2 業務管理体制の整備(5)(連座制の適用)

法人が指定取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当し、当該法人は新たに指定を受けることができない。また、業務管理体制の特別検査で不正の組織的な関与が認定されると、指定の更新の欠格事由にも該当し、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなる。



○適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の種類の施設・事業所が対象となる。

- | | | | |
|--|--|--|---|
| <p>◎指定居宅サービス
【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 | <p>◎指定介護予防サービス
【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防特定福祉用具販売 | <p>◎指定地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | <p>◎指定地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| | | <p>◎指定居宅介護支援</p> | <p>◎指定介護予防支援</p> |
| | | <p>◎指定介護老人福祉施設</p> | <p>◎介護老人保健施設</p> |

第2 業務管理体制の整備(6)(取組の内容例(抜粋))

項目	大規模事業者の取組の内容例(抜粋)
方針の策定	取締役等の役割と責任 ・取締役等は法令遵守の必要性、リスクを認識し、適法な運営を確保するほか、具体的な方策を検討
内部規定・組織体制の整備	法令等遵守方針、法令順守規定の整備・周知 ・法令等遵守に係る基本方針(法令等遵守方針)や法令等遵守に関する内部規程(法令等遵守規程)を策定し、組織内に周知。法令等遵守の統括部門の管理者(以下「管理者」という。)を配置
	法令等遵守統括部門の態勢整備 ・法令等遵守統括部門を設置し、権限を付与して、適切な役割・機能を発揮させる態勢を整備
	事業所等における法令等遵守態勢の整備 ・事業担当部門及び事業所等に対して法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備 ・事業所等に法令等遵守担当者を配置
	法令等遵守マニュアルの整備・周知 ・法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方針等の手引(法令等遵守マニュアル)を策定し、組織内に周知
	法令等遵守プログラムの整備・周知 ・法令等遵守を実現させる具体的な実践計画(職員等の研修計画等)を定めたプログラム(法令等遵守プログラム)を策定し、法人内に周知。 ・法令等遵守プログラムによる研修等を実施
	モニタリング態勢の整備 ・法令順守統括部門や管理者は、各部門における法令等遵守の状況を継続的にモニタリング
	法令等違反行為の処理 ・管理者等は、法令等違反行為の疑いの通報等があった場合事実関係を調査のうえ、速やかに改善等の措置を講じる
	内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し ・法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の有効性を検証し、適時見直し

【参考】介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/001243963.pdf>

